

# きのくに未来 KINOKUNI MIRAI GROUP ニュース

料金後納  
〒

ゆうメール



**理念**

1. 中小事業者の事業の発展を支援します。
2. 社員は社会に役立つ人間になります。
3. よりよいサービスを創造し提供します。
4. 納税者の生活と権利を擁護します。

● こんにちは、いつもお世話になりありがとうございます。  
 そろそろ入梅の季節ですが、早いもので2018年も半分を過ぎようとしています。哲学者・故森信三氏の「しつけ三原則」の1つ「履物を揃え、椅子を入れる」に学び、前半を振り返り、後半に後始末をつけ、充実した1年に仕上げていきたいですね。今月もよろしくお願いいたします。(き)

## これだけは知っておきたい “労働保険と社会保険”

**注目!**

梅雨入りも間近な6月となりました。毎年、6月から7月頭にかけて、労働保険の保険料を算定・納付し、社会保険の標準報酬月額の見直しを行なう時期となっています。今回は、労働者を雇用し、事業を拡大していくためには切り離せない、労働保険・社会保険の制度についてご案内します。

(社会保険労務士 久保 友紀恵)



### 1. 労働保険の概要

(1) 労災保険と雇用保険の2種類に分かれますが、どちらの保険も基本的に労働者を雇用して使用している事業所は適用事業所となります。労災保険は労働者であれば、日雇や1時間勤務でも対象者とされます。一方雇用保険は、週所定労働時間以上かつ31日以上雇用される被保険者となります。

(2) 労働者の災害・失業を補償するので、会社役員や個人事業主には加入できません。

ただし、労災保険については、労災保険料を納付し手続きを行った場合には、会社役員も加入できる場合があります。加入可否についてはお問い合わせください。

は免除されていますが、65歳以上の労働者についても原則雇用保険加入が前提となっていますのでご注意ください。

### 3. 社会保険の概要

(1) 健康保険と厚生年金保険は、法人の事業所と個人事業主の事業所とで適用要件が異なります。個人事業主は、一定規模以上の事業所であれば加入できますが、一定規模以下の事業所では加入できません。

**正**

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産業等	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

用  
者  
の

**誤**

### 労働保険近年の改正

平成30年度の雇用保険の保険料率は、昨年と変わりました。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産業等	4/1000	7/1000	11/1000
農林水産業等	4/1000	8/1000	12/1000

(2) 平成28年10月1日から、65歳以上の高齢者も週所定労働時間や31日以上雇用見込みといった条件を満たせば、雇用保険の被保険者とされるようになりました。

経過措置として、平成31年度までは保険料の徴収

### 4. 社会保険の近年の改正

平成28年10月1日から、一定規模以上(被保険者数が常時500人を超える事業所)の事業所では、これまで社会保険に加入できなかった短時間の労働者も一定の要件を満たせば被保険者となることとされました。平成29年4月1日以降は、一定規模以外の中小事業所でも労使合意に基づいて申し出をすれば、短時間労働者を被保険者とすることができるようになってきました。

\* 労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の手続きの内容など、分からないことがあればお気軽にお問い合わせください。